

事 務 連 絡  
令和 4 年10月 7 日

各都道府県住民基本台帳担当部 }  
各指定都市住民基本台帳担当局 } 御中

総務省自治行政局住民制度課

親族等からの性暴力等を理由とする住民基本台帳事務における  
支援措置の申出に係る相談機関について（周知）

今般、住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカ  
ー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係  
る申出を受け付ける際、市区町村長が支援の必要性を確認する機関に、性犯罪・  
性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが該当し得ること等につい  
て、内閣府が各都道府県・政令市担当課長宛てに通知を行ったことに伴い、別  
紙のとおり当課に周知依頼がありました。

各市区町村においては、これまでも適正に事務を執行いただいているところ  
ですが、引き続き、適切に事務を執行していただくとともに、ワンストップ支  
援センターを含め、支援の必要性を確認する機関との連携についても遺漏のな  
いよう取り扱い願います。

貴都道府県においては、この内容を承知の上、域内の市区町村（指定都市を  
除く。）の住民基本台帳担当部局に対してこの旨周知されるようお願いします。